

居宅療養管理指導契約書

松山城東病院

_____（以下、「利用者」といいます）と松山城東病院（以下、「事業所」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅療養管理指導について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより利用者の療養生活の質の向上を図ります。
- 2 事業者は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記の契約期間満期の契約満了の7日前までに、利用者から更新拒絶の申し出のない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了の翌日から、更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分変更

の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第 3 条（運営規定の概要）

事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第 4 条（居宅療養管理指導サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、事業所に属する医師を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導サービスを提供することに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の用紙に記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 3 事業者は、利用者の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければなりません。
- 4 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は利用者の家族）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第 5 条（居宅介護支援事業者等との連携）

事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 6 条（協力義務）

利用者は、事業者が利用者のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者と協力しなければなりません。

第7条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由としてなんらかの不利益な取扱いをすることはありません。

第8条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 事業者が提供する居宅療養管理指導サービスの利用者単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載するとおりとします。

なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第 9 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

第 10 条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも 1 週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第 11 条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第 12 条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第 2 条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 2 第 4 条の事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 3 第 8 条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 4 第 11 条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 5 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (1)利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと

(2)利用者について要介護認定が受けられなかったこと

(3)利用者が死亡したこと

第 13 条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にともなって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 14 条（緊急時の対応）

事業者は、現に居宅療養管理指導の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 15 条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 16 条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法などの関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

第 17 条（合意管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、松山地方裁判所を第一

審管轄裁判所とすることを予め合意します。

契約書別紙および重要事項説明書を確認したうえで、双方同意が得られましたので、上記の通り契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

【住所】 松山市松末 2 丁目 1 9 番 3 6 号

【事業者名】 松山城東病院

(介護保険事業所 3810129282)

【代表者名】 理事長 桑原 公朗 印

利用者

【住所】

【氏名】 印

(代理人)

【住所】

【氏名】

印

居宅療養管理指導契約書

医療法人社団 慈生会

松山城東病院

